

福岡県公報

平成21年 7 月 27 日
第 2 9 9 5 号

目 次

告 示 (第1211号 - 第1228号)

県営土地改良事業計画の決定	(農村整備課) 1
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) 1
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) 2
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) 2
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) 2
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) 3
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) 3
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) 3
公共測量の実施	(県土整備総務課) 4
公共測量の実施	(県土整備総務課) 4
公共測量の実施	(県土整備総務課) 4
特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所) 4
特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所) 6
特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所) 6
道路の区域の変更	(道路維持課) 7
道路の区域の変更	(道路維持課) 8
道路の区域の変更	(道路維持課) 8
道路の区域の変更	(道路維持課) 8
公安委員会		
猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (初心者に対する講習会) の 開催	(警察本部生活環境課) 9

猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (経験者に対する講習会) の
開催 (警察本部生活環境課) 9

告 示

福岡県告示第1211号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第87条第 1 項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成21年 7 月 27 日

福岡県知事 麻 生 渡

縦 覧 に 供 す る 書 類	縦 覧 期 間	縦 覧 場 所
県営杷木久喜宮若市地区土地改良 (農業用排水施設整備) 事業計画書の写し	平成21年 7 月 27 日から 平成21年 8 月 24 日まで	朝倉市役所

福岡県告示第1212号

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第 7 号) 第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成21年 7 月 27 日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年 6 月 18 日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人迎春地域振興会議

(2) 代表者の氏名

梅野 資洋

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県八女郡立花町大字上辺春961番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域の活性化と若者の定住化による人口減少に歯止めをかけ、地域住民が安心して暮らせる地域を作るため、経済活動を活性化させ、住民の医療・福祉の増進を図り、住民の文化的交流を図り、更に住民の安全のための事業を行い、住民の生活向上に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1213号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年7月27日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年6月23日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人美野島めぐみの家

(2) 代表者の氏名

瀬戸 紀子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市博多区美野島2丁目5番31号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、路上生活を余儀なくされた野宿者達のいのちと人権を守り、他団体と連携し、野宿者の自立支援の一端を担う事業を行い、公共の福祉に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1214号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非

営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年7月27日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年6月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人Aspiring Youth

(2) 代表者の氏名

前田 陽子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市博多区住吉4丁目25-2 エターナル天神南205号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、途上国の人々と国際交流に関心を持つ不特定多数の人々に対して、社会奉仕と国際親善の実践活動に関する事業を行い、地球上の人々との交流と連帯を深めながら、共に学び向上して平和で共栄できる社会を築くための社会教育に関する事業を行うことを通じて、国際協力及び人権の擁護に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1215号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年7月27日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年7月7日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称
特定非営利活動法人 WING福岡

(2) 代表者の氏名
松藤 健一

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県柳川市大和町中島1873番地1

(4) 定款に記載された目的
この法人は、中高生を主とする青少年あるいはそれを支援する地域の人々に対して、アジアの国々の青少年を主とする人々との交流に関する事業を行い、国際化の進展する社会の中で、自分で学び、自分で考え、自分で判断し、指導力が発揮できるような人間を育てる事に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1216号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年7月27日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年7月7日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称
特定非営利活動法人九州塗膜剥離推進協会

(2) 代表者の氏名
松澤 康博

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市中央区大手門1丁目8番8号

(4) 定款に記載された目的
この法人は、建築物が良質な維持保全を計画的に行う事により、建物の長寿命

化、ストック型社会への転換のための一助となるよう、高圧水剥離洗浄軟化剤併用工法を基にした、高度な技術工法が広く社会に普及するよう啓蒙活動を行うと共に、建築物の品質向上、健全なまちづくり、環境の保全、省エネルギー性能の向上等、地域社会の公益と福祉に寄与する事を目的とする。

福岡県告示第1217号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年7月27日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年7月7日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称
特定非営利活動法人未来21の会

(2) 代表者の氏名
染矢 恭市

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県北九州市八幡西区小嶺二丁目5番9号

(4) 定款に記載された目的
この法人は、広く一般の人たちに対して、人権啓発推進、職業能力の開発、環境の保全に関する事業を行い、又雇用機会の拡充を支援し広く充実した社会に創り変えることを目的とする。

福岡県告示第1218号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年7月27日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年7月9日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人「小竹に住みたい」まちづくりの会

(2) 代表者の氏名

吉良 久吾

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県鞍手郡小竹町大字新多170番地の1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、小竹町周辺地域社会に対して、まちづくり及び環境保全に関する活動の普及啓発事業を行い、地域の環境向上と地域の活性化に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1219号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成21年7月27日

福岡県知事 麻 生 渡

1 測量の種類

公共測量（1級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市小倉南区大字合馬、大字市丸地区	平成21年7月8日から 平成21年8月31日まで

福岡県告示第1220号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、福岡市博多区長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成21年7月27日

福岡県知事 麻 生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
福岡市博多区内	平成21年7月1日から 平成21年10月28日まで

福岡県告示第1221号

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成21年7月27日

福岡県知事 麻 生 渡

1 測量の種類

公共測量（3・4級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
飯塚市津島地域	平成21年6月25日から 平成21年12月21日まで

福岡県告示第1222号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器

の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成21年7月27日

福岡県知事 麻 生 渡

1 実施機関

社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり(ウに掲げるものを除く。)、分銅及びおもりの検査	21年9月1日	10:00~12:00 13:00~15:00	飯塚市地方卸売市場	飯 塚 市
	21年9月2日	10:00~12:00 13:00~15:00	飯塚市二瀬公民館	
	21年9月3日	10:00~12:00 13:00~15:00	飯塚市飯塚第1体育館	
	21年9月4日	10:00~12:00 13:00~15:00	サン・アビリティーズ い い づ か	
	21年9月7日	10:00~12:00 13:00~15:00	飯塚市庄内保健福祉 総合センターハーモニー	
	21年9月8日	10:00~12:00 13:00~15:00	飯塚市穎田支所	
	21年9月9日	10:00~12:00 13:00~15:00	飯塚市筑穂支所	
	21年9月10日	10:00~12:00 13:00~15:00	飯塚市穂波公民館	
	21年9月11日	10:00~12:00 13:00~15:00	飯塚市穂波公民館	
	21年9月15日	10:00~12:00 13:00~15:00	鴨生町公民館	
21年9月16日	10:00~12:00 13:00~15:00	稲築地区公民館		

21年9月17日	10:00~12:00 13:00~15:00	碓井住民センター		
21年9月18日	10:00~12:00 13:00~15:00	カッホー馬古屏		
21年9月24日	10:00~12:00 13:00~15:00	桂川町役場	桂川町	
21年9月25日	10:00~12:00 13:00~15:00	カッホー馬古屏	嘉 麻 市	
21年9月28日	10:00~12:00 13:00~15:00	嘉麻市山田庁舎		
21年9月29日	10:00~12:00 13:00~15:00	夢サイトかほ		
21年9月30日から 21年11月29日まで	左欄の間に行う検査については、飯塚市、嘉麻市及び桂川町と協議の上、指示する。		飯塚市 嘉麻市 桂川町	
イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり(ウに掲げるものを除く。)、分銅及びおもりの検査	21年9月30日から 21年11月29日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		飯塚市 嘉麻市 桂川町
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるものの検査	21年9月30日から 21年11月29日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		飯塚市 嘉麻市 桂川町

(2) 特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
------	-------	------	------	------

特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	21年9月30日から 21年12月28日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	飯塚市 嘉麻市 桂川町
--	---------------------------	---------------------------------------	-------------------

福岡県告示第1223号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成21年7月27日

福岡県知事 麻生 渡

1 実施機関

社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	21年9月1日	10:00～12:00 13:00～15:00	うきは市役所	うきは市
	21年9月2日	10:00～12:00 13:00～15:00	うきは市役所	
	21年9月3日	10:00～12:00 13:00～15:00	うきは市民センター	
	21年9月4日	10:00～12:00 13:00～15:00	うきは市民センター	
	21年9月7日	10:00～12:00 13:00～15:00	うきは市民センター	
	21年9月8日	10:00～12:00 13:00～15:00	うきは市民センター	
	21年9月15日	10:00～12:00 13:00～15:00	大木町子育て交流センター	大木町

	21年9月16日	10:00～12:00 13:00～15:00	大木町子育て交流センター	
	21年9月17日から 21年11月16日まで	左欄の間に行う検査については、うきは市及び大木町と協議の上、指示する。		うきは市 大木町
イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	21年9月17日から 21年11月16日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		うきは市 大木町
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるものの検査	21年9月17日から 21年11月16日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		うきは市 大木町

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	21年9月17日から 21年12月16日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		うきは市 大木町

福岡県告示第1224号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成21年7月27日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 実施機関
 社団法人福岡県計量協会
- 2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり(ウに掲げるものを除く。)、分銅及びおもりの検査	21年10月1日	10:00~12:00 13:00~15:00	遠賀町中央公民館	遠賀町
	21年10月2日	10:00~12:00 13:00~15:00	遠賀町中央公民館	
	21年10月6日	10:00~12:00	岡垣町中央公民館	岡垣町
		13:00~15:00	岡垣町西部公民館	
	21年10月7日	10:00~12:00 13:00~15:00	岡垣町東部公民館	芦屋町
	21年10月8日	10:00~12:00 13:00~15:00	芦屋町役場	
	21年10月9日	10:00~12:00 13:00~15:00	芦屋町役場	
	21年10月13日	10:00~12:00 13:00~15:00	水巻町中央公民館	水巻町
		21年10月14日	10:00~12:00 13:00~15:00	
21年10月15日から 21年12月14日まで		左欄の間に行う検査については、遠賀郡各町と協議の上、指示する。		遠賀郡
イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり(ウに掲げるものを除く。)、分銅及びおもりの検査	21年10月15日から 21年12月14日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		遠賀郡

ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるものの検査	21年10月15日から 21年12月14日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	遠賀郡
--	----------------------------	---------------------------------------	-----

(2) 特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査会場	検査時間	検査会場	検査時間
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	21年10月15日から 21年12月28日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		遠賀郡

福岡県告示第1225号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年7月27日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員(メートル)	延長(メートル)
行橋	県道	行橋線	前	行橋市大字大野井658番10先から 行橋市大字大野井647番1先まで	12.7 ~ 17.1	195.5

			後	同上	12.7 ~ 31.0	195.5
--	--	--	---	----	-------------------	-------

福岡県告示第1226号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年7月27日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
行 橋	一 般 道	496 号	前	行橋市泉中央8丁目501番1先から 行橋市南泉4丁目662番2先まで	7.4 ~ 8.5	350.0
			後	同上	10.7 ~ 33.2	350.0

福岡県告示第1227号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年7月27日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延長(メ ートル)	備 考

行 橋	県 道	行 橋 線 添 田	前	行橋市泉中央8丁目501番1先から 行橋市南泉1丁目472番1先まで	7.4 ~ 11.5	268.0	うち、一般国道496号重用延長171メートル
			後	同上	10.7 ~ 42.0	268.0	うち、一般国道496号重用延長171メートル

福岡県告示第1228号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年7月27日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延長(メ ートル)	備 考
行 橋	県 道	長 尾 禰 田 平 島 線	前	行橋市南泉1丁目472番1先から 行橋市泉中央8丁目161番1先まで	4.6 ~ 11.5	330.0	うち、一般国道496号重用延長40メートル、主要地方道行橋添田線重用延長124メートル

								うち、一般国道496号重用延長40メートル、主要地方道行橋添田線重用延長124メートル
							10.7 ～ 42.0	330.0
			後	同上				

公安委員会

福岡県公安委員会告示第216号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成21年7月27日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所等

(1) 講習の日時

平成21年8月18日（火）午前10時から午後5時までの間

(2) 講習の場所

福岡市中央区天神1丁目3番33号 中央警察署会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 猟銃等講習会の時間及び科目

時間	科目
10:00～15:30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

15:30～16:30	講習結果に対する考査
16:30～17:00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- 講習受講希望者は、猟銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- 受講申込者は、申請の際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び猟銃等講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第217号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成21年7月27日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所等

日 時	場 所	講習警察署
平成21年8月20日（木） 13:30～16:30	うきは市吉井町343番地3 うきは警察署 会議室	うきは警察署
平成21年8月21日（金） 13:30～16:30	北九州市若松区大字藤木267番地13 若松警察署 会議室	若松警察署
平成21年8月26日（水） 13:30～16:30	飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署 会議室	飯塚警察署

平成21年8月28日(金)
13:30~16:30

福岡市東区箱崎7丁目8番2号
東警察署 会議室

東警察署

2 猟銃等講習科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 講習受講希望者は、猟銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真(申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの)2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料3,000円(福岡県領収証紙)を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び猟銃等講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。